新型コロナウイルス感染症　出席停止期間について

1.　出席停止期間

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。」（軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。）

※「発症した後5日を経過」かつ、「症状が軽快した後1日を経過」の両方を満たすまでの期間は、登校することができません。（出席停止期間早見表をご参照ください。）

無症状の場合

無症状の場合は、検体採取日を0日目としてカウントし、検体採取後5日を経過するまでを出席停止期間とする。

新型コロナウイルス感染症　出席停止早見表

最低基準	発症した後5日を経過	発症日（発症当日0日目）	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後5日目	☺	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
例2	発症後2日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	☺	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
例3	発症後3日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	☺	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
例4	発症後4日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	☺	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
例5	発症後5日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	☺
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能

2.　感染症罹患届の提出について

「感染症罹患届」につきましては、学校ホームページ右上の証明書申請からダウンロードできます。学校にも用意しています。「感染症罹患届」は、保護者の方に記載していただき、登校可能日に学校へ提出してください。